

## 教育厚生委員会会議録

日時 令和3年12月9日(木) 開会時間 午前10時00分  
閉会時間 午後2時14分

場所 委員会室棟 第2委員会室

委員出席者 委員長 古屋 雅夫  
副委員長 市川 正末  
委員 皆川 巖 桜本 広樹 乙黒 泰樹 早川 浩  
水岸富美男 望月 利樹 藤本 好彦

委員欠席者 なし

### 説明のため出席した者

教育長 三井 孝夫 教育次長 小田切 三男 教育監 中込 司  
教育監 手島 俊樹 理事 降旗 友宏 次長・総務課長事務取扱 藤原 鉄也  
働き方改革推進監 権太 正弘 ICT教育推進監 遠藤 豊  
福利給与課長 田草川 耕 学校施設課長 古屋 ひとみ  
義務教育課長 秋山 克也 高校教育課長 高見澤 圭一  
高校改革・特別支援教育課長 保坂 一郎 生涯学習課長 鎌田 秀一  
保健体育課長 上田 直人

感染症対策統轄官 小島 良一 感染症対策統轄官補 大久保 雅直  
感染症対策グループ感染症対策推進監 佐野 満  
福祉保健部長 成島 春仁 福祉保健総務課長 小俣 達也  
健康長寿推進課長 細田 尚子 国保援護課長 砂田 千波  
障害福祉課長 古澤 義彦 医務課長 齊藤 武彦 衛生薬務課長 大澤 かおり  
健康増進課長 行村 真生  
子育て支援局長 依田 誠二 子育て政策課長 土屋 嘉仁  
子ども福祉課長 柳沢 章司

### 議題 (付託案件)

第123号 令和3年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中教育厚生委員会関係のもの、第2条繰越明許費の補正中教育厚生委員会関係のもの及び第3条債務負担行為の補正中教育厚生委員会関係のもの

第129号 指定管理者の指定の件

第130号 指定管理者の指定の件

請願第2-2号 公立・公的病院の「再編・統合」に反対し、山梨県の地域医療の拡充の意見書採択を求めることについて

請願第3-8号 ゆきとどいた教育を求めることについて

審査の結果 付託案件については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した。また、請願第2-2号、請願第3-8号については継続審査すべきものと決定し

た。

**審査の概要**        まず、委員会の審査順序について、教育委員会関係、知事直轄組織・福祉保健部・子育て支援局関係の順に行うこととし、午前10時から午前11時まで教育委員会関係の審査を行い、休憩をはさみ、次に、午前11時20分から、途中休憩をはさみ、午後2時14分まで知事直轄組織・福祉保健部・子育て支援局関係の審査を行った。

**主な質疑等**        **教育委員会関係**

**※第123号**        **令和3年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中教育厚生委員会関係のもの、第2条繰越明許費の補正中教育厚生委員会関係のもの及び第3条債務負担行為の補正中教育厚生委員会関係のもの**

**質疑**

(図書館機能強化事業費)

**早川委員**        課別説明書の教4ページ、図書館機能強化事業費についてです。

山梨県内の県立図書館とか県内の図書館の電子化のおくれについて、前々から改善が必要だと思っていた。地元の人たちからも要望がある中で、今回、コロナ禍ということもあると思うんですけど。そもそも、県立図書館の所蔵の本数に対する現状の電子書籍の割合や、その利用率をお伺いします。

**鎌田生涯学習課長**    まず、所蔵図書数に対する電子書籍の割合ということでございますが、県立図書館の蔵書図書数につきましては、令和2年度末におきまして68万4,677冊ございます。そのうち電子書籍につきましては6,988ということで、蔵書図書に占める電子書籍の割合は約1%になっております。

電子書籍の利用状況でございますけれども、コロナ禍におきまして、コロナを迎える前の令和元年度までの利用状況でいいますと、大体月平均60冊程度の利用だったことに対しまして、コロナ禍におきまして、令和2年度以降の月平均、約180冊程度の御利用をいただいているということで、コロナ以前と比べましておよそ3倍の利用状況になってございます。

**早川委員**        コロナで利用状況が3倍になったということは、需要があるということです。先ほどの答弁で、電子書籍が1割じゃなくて1%しかないということでした。いろんな人から「山梨県はおくれている」って聞ききます。

ちなみに、県内の電子化の割合がわかれば教えてください。また、本県は、他県の状況と比べ、どの程度おくれているのか、また、進んでいるのか、その辺はおわかりですか。

**鎌田生涯学習課長**    他の自治体のデジタル書籍の状況ということでございますが、電子書籍の導入状況につきましては、令和3年10月時点で、全国的には、全国で258自治体が導入をされているという状況でございまして、うち都道府県立図書館に限っていいますと、当県を含めまして12都県で導入しているという状況でございまして。

それから、県内の状況でございますが、市町村立図書館で今導入しているの

は韮崎市の図書館だけをごさいますて、県立図書館と韮崎図書館ということで、県内でいえば、この2つの図書館という状況になっております。

早川委員 市町村にもいろんな理由があると思うんですけど、山梨県内にたくさんの図書館がある中で、コロナ禍で需要があるにも関わらず、県立図書館と韮崎の図書館だけというのは少ないと思うんですね。何か理由や原因があるんですか。

鎌田生涯学習課長 県内で、電子書籍導入がなかなか進んでいないという理由としては、もちろん各自治体の事情もあるとは思いますが、一番大きいのは、財政負担が大きいというところがあります。電子書籍は紙の書籍に比べまして1冊の単価が高いという部分と、システムを導入する初期導入経費、それから毎月のシステムの使用料等、これらの財政負担がかかるというところが、容易に導入に踏み切れない要因だと考えております。

また、図書館が購入できる電子書籍につきましては、今、個人向けに流通されています電子書籍と違ひまして、出版社から提供されるコンテンツの内容についても種類についても、まだ十分に整っていないということも一因であると考えております。

早川委員 本県の場合、市町村ではなかなかできない中で、今回、県立図書館としてやるということだと思います。

電子書籍では、お年寄りとか障害のある不自由な人が、画面を広げ、字を濃くすることもでき、非常に有効だと思うので、ぜひ進めてもらいたいです。

今回の予算600万円で、そのような機能がついた書籍を何冊購入するのかを教えてください。

鎌田生涯学習課長 まず、今回御提案させていただきます予算616万円で、およそ1,200冊程度の購入を見込んでいるところでございます。

それから、どんな内容ということと、今、委員から出ましたように、高齢者や障害をお持ちの方に対するの対応ということもありますが、内容につきましては、特に調査研究に資するような専門書でありますとか、山梨に関係する地域資料を中心に、一般向けの文学とか児童向けの絵本などといった一般書も購入してまいる予定でおります。その上で、視覚障害者や高齢者などへの読書支援ということも当然考慮しまして、来館が困難な利用者を初め、音声、動画なども含め、紙の媒体では表現仕切れないような内容も含め、選定をさせていただきたいというように考えております。

早川委員 電子書籍は徐々にふやして行ってほしいと思います。

従前から言われているんですが、図書館機能強化などで書籍をふやしても、図書館の利用申し込み、要するにカードを発行してもらうのに一度行かなければいけないんですよ。体の不自由な人とか、山間部とか、郡内地方の人とかはなかなか行けないので、それこそ利用の強化で、行かなくても本人確認ができるように改善をして欲しいと思います。私は、申し込みを非接触型にし、図書館の利用者の入り口自体を拡大しないと強化にならないと思うので、その辺の改善が必要だと思いますが、最後にいかがですか。

鎌田生涯学習課長 委員おっしゃるとおり、今、図書館を利用するに当たっては、利用登録をしていただかなければならないという状況の中で、一度図書館に足を運んでいただかなければ手続が進まないという状況にございます。

もちろん、書籍自体も電子ということであれば、これを進めるには、そもそ

も図書館を利用していただけの数もふやしていかなきゃならないと思っておりますので、この辺につきましては、今、全庁的に行政手続のオンライン化にも取り組んでいくという方向でおりますので、県庁全体の手続のオンライン化に乗りまして、図書館の利用登録をネット上でできるように、まさに今、準備を進めているところでございます。これによりまして、来館しなくても手続を済ませて、電子書籍も利用していただけの環境を整えたいと思っております。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

### ※請願第3－8号 ゆきとどいた教育を求めることについて

意見

市川副委員長 請願事項の各項目につきましては、県立高等学校長期構想や、やまなし特別支援教育推進プランなどに基づき、それぞれ取り組みを行っており、教育環境の整備・充実に順次努めていると承知しております。

また、少人数教育の推進は、今年度から全国初となる25人学級を小学校1年生に導入し、さらに令和4年度からは小学校2年生に25人学級を導入する予定であります。また、小学校3年生以降についても、25人学級の効果検証なども踏まえ、少人数教育の導入を検討していくとのことであります。

高校授業料無償化については、平成26年度から就学支援金制度、それと奨学給付金制度が設けられており、当面は両制度の推移を見守っていくことが必要であることから、継続審査とすることが適当と思えます。

討論 なし

採決 採決の結果、継続審査すべきものと決定した。

### ※所管事項

質疑

(県立高校の入試について)

藤本委員 まず、県立高校の入試についてお伺いいたしたいと思えます。

行政手続のオンライン化が進み、また、学校現場でもGIGAスクールということで、デジタルトランスフォーメーションが少しずつ前進していると思えますが、入試について、どの程度進んでいるのか。まず、現在の出願の方法はどのようになっているのか、お伺いいたします。

保坂高校改革・特別支援教育課長 現在の入試の手続につきましては、書面による申し込みの仕方になってございます。オンライン化ということにつきましては、オンライン化という形での申し込みにはなっていない状況にございます。

藤本委員 現在はオンライン化になっていない状況のようですが、昨年からいまだ収束

していない新たな感染症との共生の中で、今後、入試の出願でオンライン化等の検討をしていくことも大事ではないかなと思うんですが、その点についての御所見をお伺いいたします。

保坂高校改革・特別支援教育課長 現在のところ、オンライン化についての議論は行っておりません。入試手続につきましては、中学校、高校、それぞれの代表で、制度の改善や日程について協議し、進めておりますが、入試の申し込みについてオンライン化をしていこうという話題は、中学校側からも、高校側からも、今のところは出ていない状況にあります。

藤本委員 高校側からも、中学校側からも、そういう意見が全く出ていないということですので、さらに伺いたいと思います。

出願が終わりまして、滞りなく進めば、受検に至るんですけど、今後、コロナ禍におきまして、受検の形も多様化していくことが望ましいのではないかと思います。例えば、今は落ちついていますが、今後、新たな感染症や新たな変異株などが出てきた場合、一つの教室に集まって受検をする、あるいは離れた別の場所で受検をするなど、いろいろと考えられるんですが、県として、コロナ禍における、あるいは、新たな感染症が再び出てきた場合の受検のあり方を、今のところどのように準備されているのかお聞かせください。

保坂高校改革・特別支援教育課長 コロナ禍の受検ということで、昨年度の入試からなんですけども、コロナの感染者や濃厚接触者が出た場合については、特別日程というものを用意しております。つまり、3月3日が実際の後期入試になっているんですけども、その後期入試の日程プラス追検査に関し、特別日程を設ける形をとって対応しています。それから、疑いのある方につきましては、別室での受検という対応をさせていただいているところです。

藤本委員 わかりました。柔軟に対応していただいているということで安心しました。さらに、昨年以上に、新たな感染症なり、重い状況に陥ったときにも、これまでのように、あるいは、これまで以上に柔軟に、生徒のために対応していただきたいと思います。

もう一つ、受検をした後の結果発表についてですが、今までどういう形で結果発表を行ってきたのか、現状についてお聞かせください。

保坂高校改革・特別支援教育課長 結果発表につきましては、インターネットによる公表ということで対応させていただくことになっております。やはり、集まっていたかなくても結果がわかるようにということで、高校についてはインターネットで公表させていただきます。特別支援学校につきましては、お子さんの手続の関係で来ていただかなければいけないということがございまして、学校の判断ですけども来ていただく。それは、御父兄にとっても都合がよいということで、そういう対応をとっているところもございます。高校については、基本的にインターネットでの公表という対応をさせていただきます。

藤本委員 高校におきましてはインターネットで発表しているということですので、ぜひ、今後も継続していただきたいと思います。ありがとうございました。

(書道の授業における地元用品の使用状況について)

もう一つあるんですが、今ちょうど山日YBSの書道展があり、来年の1月までの締め切りで、各学校なりに募集をしていると思います。

これまで、山梨県では書道が盛んに行われてきたおり、小学校の授業でも書道の授業があると思います。この中で、望月委員の御地元である南巨摩、和紙の里があります。学校の授業や書道展のときに、本県の地元の書道用紙がどの程度利用されているのか、現状についてお聞かせください。授業の中の限られた部分で、どの程度利用されているのか。

秋山義務教育課長 教育課程に基づき、小学校において書道の授業が行われておりますが、それぞれの学校において、どの書道用紙を使っているかにつきましては、県のほうでは調査等をしておらず、把握してございません。ですので、各学校のほうで、それぞれ状況を見ながら用紙を使っているかと思えます。今手元にないということで、そんなことで御理解をいただけるでしょうか。また、もし必要であれば、お調べさせていただきますけれども、よろしいでしょうか。

藤本委員 県のほうでは、本県で生産されている書道用紙を使ってくださいということはないということなので、すなわち、各学校で、地元で生産された紙がどの程度使われているかはわからないと。一方で、産業労働部によると、できる限り地場産業を振興していこうという議論も進んでいる中ですので、義務教育の中での授業で使う用品におきましては、さまざまな事象、事由があると思うんですが、やっぱり地産地消で利用していくという視点が大事だと思うんです。その点について、教育委員会としての見解をお聞かせください。

秋山義務教育課長 先ほど、各学校のほうで使用ということではございましたが、当然のことながら、県としても、また各市町村におかれましても、書道用紙に限らず、地元のものを使っていくということについて推進しておりますので、そういった形で、それぞれの地元において、よりよいものを選びながら使っていると、こちらのほうは承知をしております。また、県のほうでも地元のものを使うような形で、何らかの形でまた御紹介をしていけたらと思っております。よろしくお願いたします。

藤本委員 体育着ですとか、上履きですとか、学校給食の食材など、また、このほかのものも大体地元のもの利用が進んでいると思うので、書道という限られた授業の中で、書道用紙は、1年に何千枚も使うわけではないかもしれないんですが、少しでも地元産業の振興を考えるならば利用いただきたいと思えます。今回わかったのは、県として、県内の義務教育の書道の授業で、どの程度、地元南巨摩の書道用紙が使われているかわからないということでしたので、ぜひ、県として調査をしていただきたいと思えますが、その点についてお聞かせください。

秋山義務教育課長 各教育委員会等と相談させていただきながら、対応のほうを進めていきたいと思えます。

藤本委員 対応を進めていただくということで、調査していただくことを認識させていただきました。それと、もう一つあります。書道のときに必要なのは、用紙と筆、そして欠かすことができないのがすずりです。このすずりですけれど、先ごろ、やはりこれも南巨摩「硯の里」を御承知だと思います。このすずりというのが、かつて先生方が背中にランドセルを背負って授業を受けていたときは、ちゃんとしたすずりでした。でも、今、児童が使っているすずりは、プラスチック製の、すずりと言えるものなのか、あるいは墨汁を入れておく入れ物と言うべきなの

かわからないようなものになっているんです。地元南巨摩に「硯の里」がありますので、書道の時間で、プラスチックではなく、こびっとしたすずりがどの程度使われているのか。今、県教委として現状を把握していましたら、教えていただけますでしょうか。

中込教育監

すずりの使用率ということですが、こちらにつきましては、ほとんどの子がセットで買っていますので、その中で使っているものは、ほとんどプラスチックになってきているということ承知しております。小学校3年生から週1回の授業ですので、なかなか地元のすずりを使うということは、価格的にも難しいということもあります。本来使えればいいのかもしれませんが、専門的に習っている子供たちは使っているかもしれませんが、書道の目的である子供たちが字を習うというところに主眼を置きながら、今後も指導を進めていきたいと思っております。

藤本委員

中込教育監は、現場で御理解いただけていると思うんですけど、小学校3年生から週1回でありましても、週1回を続けていくと物すごい時間になります。また、価格の面で購入が難しいということであれば、例えば、かつての教科書ではないんですが、3年間使ったら、新しく3年生になる子供たちが、地元のすずりを使えるような形で、それを譲り渡すというような制度等も、今後検討していただくことによって、全ての山梨県内の子供たちが南巨摩の地元のすずりを利用できるような制度が私はあるのではないかなと思うんです。つまりは、県として産業振興部局のほうでは、地元産業の発展・推進と、農政部のほうでは地産地消、学校給食に地場産食材を利用しようと言っている中で、例え、一つの授業で使うものかもしれないんですが、ぜひ、すずりの利用の仕方。まずは、県内でどの程度利用されているのか。また、セットの中でプラスチックを使う、購入するということがあったんですけど、せっかく地元の南巨摩でつくられているすずりもありますので、今後、県教委として市町村教委と連携をしまして、そういった地元のものを使えるように御尽力いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

中込教育監

委員御指摘のように、本来使えれば本当はいいと思っております。ただ、なかなか、さまざまな面で難しい状況もありますので、御指摘の、よさを感じるとかということに主眼に置きますと、現在、ふるさと山梨などの郷土学習資料の中で、そのよさを感じ取るとともに、総合学習の中で、時間を設けてすずりをつくっているというような学校もありますので、そのような中で、実際に使うということよりも、よさを十分に知らせるということを主に進めていきたいと思っております。

藤本委員

最後をお願いを申し上げます。判こもそうですが、今後デジタル化が進んだときに、できる限り使うことができる空間で最大限使うことって大事だと思うんです。その中で、書道という授業が義務教育にあるのであれば、ぜひ、すずりも書道の和紙も含めて、これまで伝統として残ってきていますので、教育委員会としても市町村教委と連携して、前向きに使えるよう御尽力願いたいと思います。

(高校入試の感染症対策について)

望月(利)委員 1点、藤本委員の質問に関連する部分ですが、高校入試の感染症対策についてお聞かせいただければと思っております。

新型コロナウイルス感染症が蔓延してから、昨年高校入試が行われていると

思っております。そこのところでの感染症対策及び新型コロナに限らずインフルエンザ等々の全ての感染症で、例えば、受検できなかった子供たちがいたとしたら、その救済措置が必要になってくるんじゃないかなと思っておりますが、前回どのような形で実施され、どういう結果になったのかということをお聞かせ願えますか。

保坂高校改革・特別支援教育課長 昨年度の入試につきまして、先ほど特別日程を設けて対応するというお話をさせていただきましたけれども、昨年度の入試につきましても特別日程を用意させていただいて、本試験と間を空けて追検査の日程を設けたところです。

実際にコロナ感染のお子さんがいらっしゃらなくて、特別日程による検査はなかったところです。

それから、インフルエンザとか感染症のお子さんが出た場合の対応なんですけれども、特別日程ではなく、通常の日程でも追検査ということで別日程を用意してございまして、3月3日が検査日なんですけど、その検査日に体調不良とか交通機関の影響ということで出られない子は、追検査日に検査をするという体制をとっております。そういうことで万全の体制で対応しているところでございます。

望月（利）委員 今、オミクロン株という部分で、新たな新型コロナウイルスの第6波の危険性がある中で、次の春の受検に向けて、こういった体制を心がけているのか。今言った去年と同じ体制でいいのかという検討もされているかと思いますが、その辺の経過というものがありましたら、お聞かせいただけますでしょうか。

保坂高校改革・特別支援教育課長 令和4年度の入試につきましても、日程につきましては特別日程を設けております。また、検査体制として、万全の体制がとれるように、検査員自身が感染対策をするということや、会場につきまして消毒をするといったガイドラインを用意し、ガイドラインに基づきまして、それぞれの検査会場で対応するようにしているところです。

望月（利）委員 「15の春を泣かせるな」という言葉もあるとおりの、子供たちは人生の一つの節目として、今、一生懸命高校入試対応をしている。その努力が、実力どおり発揮でき、そして、その子の希望どおりの将来が描けるよう、一人も取り残さないというような形で取り組んでいただきたいと思っておりますが、その、誰も取り残さないというようなところ、その辺のセーフティネットというか、そういった部分があるのか、もしくは、このようにやっていきたいという意気込みみたいなものがありましたら、お聞かせいただければと思います。

保坂高校改革・特別支援教育課長 コロナ対策につきましては、昨年度は、実際はコロナのお子さんはいらっしゃらなかったんですが、いつどのようになるかわからないものでございまして、昨年度に引き続き、今年度につきましても、ガイドラインに基づき各学校との連携をとりながら対応していきたいと思っております。

（教員の多忙化改善に向けた取り組みについて）

望月（利）委員 もう一点、教員の多忙化改善に向けた取り組みということでお聞かせいただければと思っております。

平成29年3月に、前の、教員の多忙化改善に向けた取組方針を策定して、令和2年まで、その方針で取り組んでこられました。そして、新しく令和3年からの、山梨県の公立学校における働き改革に関する取り組み方針が出たので



すが、まずは、前の教員の多忙化改善に向けた取組方針の期間の中で、どういった成果が生まれたのかをお聞かせいただけますでしょうか。

権太働き方改革推進監 旧取り組み方針であります、教員の多忙化改善に向けた取組方針につきましては、会議の精選、それから調査、研修の精選等を行いました。これによりまして、県のほうでは、会議等の削減を行いまして、各学校の負担の軽減に努めてまいりました。それから、各学校でも、学校運営における取り組みの改善をしていただきまして、会議等の削減をまいりました。

望月（利）委員 今回の取り組みの中で、どういった成果が生まれたのか、もしくは、どういった問題点が引き続きあるかということ、大枠で構わないのでお聞かせいただけますか。また、それが新しい働き方改革に関する取り組み方針に、どのように反映されたのかということ。要は、こういった方針を策定しただけで、何も改善されていない、要は、かけ声だけかかって、まだまだ現場は疲弊している状態であってはいけないと思っているんですが、その辺のところをお聞かせください。

権太働き方改革推進監 取り組みでございますが、各学校での取り組みは、年々進んでおります。令和2年のところでございますと、会議の効率化等では、県立高校では効率化が進んだということが98%、それから市町村教委の調査によりまして、各学校での会議の効率化を実現したところが99.6%という報告が上がっております。

しかしながら、学校での取り組み等は進んでいるのですが、多忙感が改善していないところが現状でございます。時間外勤務が月80時間を超える教職員の割合ですが、令和2年度では、小中学校で24.5%となっております。それから、県立学校では21.8%、県全体で23.6%となっております。

このような現状がありますので、新取り組み方針では数値目標を設定しまして、3つの数値目標を設定しております。時間外勤務が月80時間を超える教職員の数をゼロにする。それから「きずなの日」、放課後に会議、部活等行わない日、これを年間20回以上実施する学校を100%にする。それから、部活動ですが、平日と土日どちらか1日を休養日としている部顧問の割合を中学校で100%、高等学校で90%とするという数値目標を掲げて新取り組み方針として取り組むことにしております。

望月（利）委員 御答弁いただきまして、在校時間が月80時間を超える教職員を令和4年度末までにゼロにしていこうという目標の中で、私の手持ち資料ですと、令和元年度が県全体で33.4%、今御答弁いただいた部分で、令和2年で23.6%ということで、10%ほど減って、改善されているような状況ですが、令和4年度末までにゼロにするということであると、非常に厳しいのではないかなというような感覚を受けています。

いろいろ話しをすると長くなってしまうのですが、要は、実際に現場の先生方が、実際にどのような部分が負担になっているのか。また、先ほど御答弁いただいたように負担感という部分が蔓延している。だんだん負担は減っているんだけど、負担感が蔓延しているというところ。そこをやっぱり取り除いていかないと、また、改善していかないとならないと思っておりますが、どうでしょうか。御答弁いただけますか。

権太働き方改革推進監 今、委員御指摘のとおり、現状の教員の時間外勤務が80時間を超過した割合でいきますと、目標を達成するのは非常に厳しい現状となっております。

す。昨年、新取り組み方針を策定するに当たりまして、勤務時間の調査を行いました。それによりますと、平日の平均時間外勤務は2時間から2時間半というデータになっております。休日の勤務時間が、中学校、高校では、部活動を行う勤務時間が多くなっております。したがって、部活動指導の見直し等、それから、校内の業務の効率化を率先して行いながら、目標の数値を目指していくよう、働き方改革に取り組んでいきたいと考えております。

望月（利）委員 環境というのはだんだんよくなっているんですが、イメージですよ。教職員の方々は非常に忙しいというイメージ。私が心配しているのは、それにより教員のなり手不足という部分が加速してしまう。そして、その先にあるものは、子供たちの教育の環境や質が落ちてしまう可能性もあるというところ。長期的に考えたときに、山梨県の子供たちを育ていく環境の礎というのは、やっぱり現場の先生方々が、いかに職場環境、もしくは、やりがいという部分で発揮していただけるか。それをつくっていく、全体的な俯瞰した目で見て、今、教員の多忙化という部分でクローズアップしましたけど、一番の礎である現場の教職員の方々が、しっかりと子供たちと向き合う時間がふえて、一人一人向き合っていて、そして育てていけるような環境をつくっていくこと。これは本当に喫緊の課題でありますし、その大もと、何度も繰り返しますが、先生方の職場環境を整えることが、未来の子供たちを育てると礎になると思っております。ぜひとも、引き続き広い俯瞰した目線、また将来的なことを見越した形で教育環境を整えていただきたいなと思っております。一言御答弁いただいて終わりたいと思います。

降旗理事 ただいま委員から御指摘をいただきましたように、働き方改革というのが、先生の職場環境、ひいては教員に対するイメージにもつながっていく非常に重要な課題だと私どもも認識しております。そのため、先ほど推進監から説明をさせていただいているような新しい取り組み方針について取り組みを進めているのですが、大事なものは、これを学校現場でいかに実効性を高めていただけるよう工夫していくのかということかと認識しております。

そのため、私どもも、この取り組み方針につきまして、どのようにフォローアップをしていかないといけないのかといったところを意識しながら、委員御指摘のような多忙感を減らし、それから先生にやりがいを感じていただけるような環境をしっかりとつくっていくように、私どもも頑張っていきたいと思っております。

主な質疑等 知事直轄組織・福祉保健部・子育て支援局関係

※第129号 指定管理者の指定の件

質疑	なし
討論	なし
採決	全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第130号 指定管理者の指定の件

質疑 なし  
討論 なし  
採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第123号 令和3年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中教育厚生委員会関係のもの、第2条繰越明許費の補正中教育厚生委員会関係のもの及び第3条債務負担行為の補正中教育厚生委員会関係のもの

質疑

(生活関連施設等感染予防対策強化事業費補助金について)

皆川委員 福10ページの生活関連施設等感染予防対策強化事業費補助金についてお尋ねしたいと思います。

そもそも、生活様式推進機器購入補助金というのが前からありましたよね。スナックや喫茶店とかの空気清浄機とかを至るところでたくさん目にしたんですけど、この延長線上で、新しく美容院とか美容室、学習塾などに対して、同じように補助するという意味なのか。趣旨というか、延長線上で拡大していったのかどうかということを最初に教えてください。

大澤衛生薬務課長 今まで、さまざまな補助事業がありましたけれども、この事業は、ワクチン接種の進展に伴って感染者数が落ちつきを見せ、今後、経済の再開が期待される中で、冬場に第6波の到来が見込まれるということもあり、室内で長時間マスクを外すことの多い日常生活に密着した施設やワクチンの未接種の子供が集まる施設でのクラスターの発生が懸念されることから、緊急的に感染防止対策の強化を図る事業者に新たな支援を行うこととしたところでございます。

皆川委員 これは延長線上じゃなくて、新たに、考え方が全く違うということ？

大澤衛生薬務課長 はい。

皆川委員 たしか、今までのやつは、グリーン・ゾーン認証された店にやっていたんだよね。今回は、グリーン・ゾーン認証されていないところも対象になるの？

大澤衛生薬務課長 今回の助成の制度は、グリーン・ゾーン認証施設の機器等の購入支援事業で対象になるところ、例えば、旅館や飲食店については対象外とさせていただいております。そういう助成の対象とならない施設で長時間マスクを外す機会の多い屋内施設、例えば、理容所、美容所、公衆浴場、プール、フィットネスクラブなど、あるいは、ワクチンが接種できない子供が、屋内で集団利用する施設を対象としております。ただ、対象の品目は、HEPAフィルター付き空気清浄機ですとか、CO<sub>2</sub>モニターですとか、これまでも感染症予防対策として対象とされた機器と同じものを考えており、備品の購入費用と、それに付随する消耗品の購入費用に対して補助をする予定でございます。

皆川委員           ここに「中規模以下の事業者」って書いてあるんだけど、中規模という基準は、何を基準にしているの？

大澤衛生薬務課長   中規模以下の事業者は、中小企業法に規定される中小規模企業者の定義を準用しております。店舗・施設ごとに消費者と接触がある部門に常駐する従業員が100人以下の事業者といたしました。

皆川委員           100人以下というと結構大きいんだね。だって、理容室とか美容室は1人か2人でやっているわけですね。こういうところも、もちろん対象になるんでしょう？

大澤衛生薬務課長   従業員数が100人以下ということにしておりますので、美容所、理容所といった小規模の施設も対象となります。

皆川委員           補助金の申し込み方法って、どうやってするんですか。

大澤衛生薬務課長   申し込み方法につきましては、まず、専用のポータルサイトの開設を、新聞やラジオといった広報媒体を通じて積極的に周知をさせていただいた上で、申し込みの受け付けについては、ポータルサイトでの受け付け、あるいは郵送等でも受け付けることとし、加えて、事業者からの質問等には専用のコールセンター等を設けて丁寧に対応していく予定であります。

皆川委員           基本的にインターネットで申し込みってこと？

大澤衛生薬務課長   感染予防対策として接触する機会を減らすため、持参という方法は用いないことといたしまして、インターネットですとか郵送での受け付けを考えております。

皆川委員           年を取った夫婦でやっている店なんかは大変だよ。インターネットなんて使えないし。そういうところはどうするのかね？

大澤衛生薬務課長   専用のコールセンターを設けまして郵送でも対応することを丁寧にお答えしようと思っておりますので、そういった対応の中で、積極的に申請をしていただくよう考えております。

皆川委員           申し込み期間は、いつからいつまでですか。

大澤衛生薬務課長   申請の受け付けは議決後速やかに開始して、年度内に支払いを終えるために、来年1月末日を期限としております。

皆川委員           そんなに短い。じゃあ、ほとんど1カ月ちょっとくらい。  
これ、周知は大丈夫ですかね。これで周知できますか。これ、どういう方法で周知するんですか。

大澤衛生薬務課長   受け付け期間が1カ月程度しかないことから、先ほどの専用のポータルサイトを開設するというのを、新聞やラジオといった広報媒体を積極的に利用するですとか、関係団体を通じた周知に加えまして、対象となる約4,000の事業者に対して、案内を直接郵送するという事で周知したいと考えております。こうした取り組みにより、漏れのないように対応していきたいと考えてお

ります。

そして、申請の受け付けについては、ポータルサイトでの受け付けに加えて、相談等に対応するコールセンターを、平日に加えまして土曜日の開設も検討しており、事業者からの問い合わせに丁寧に応じてまいりたいと思っております。

皆川委員

とにかく短い期間だからしっかり徹底してやってもらって、なるべく多くの方に補助金が行くようにしてもらいたいと思います。

細かいことを聞くけど、HEPAフィルターというのがよくわからないけど、どんなものですかね。

大澤衛生薬務課長

HEPAフィルターというのは、いわゆる超高性能フィルターと言われてはいるんですけども、0.3マイクロメートルの粒子を捕獲できる性能を持ったフィルターでございます。新型コロナの場合でいいますと、飛沫により感染することが考えられておりますが、飛沫が大体5マイクロメートルと言われております。そのような飛沫を除去する機能を持ったフィルターのついた空気清浄機でございます。

皆川委員

規模によって、大きい空気清浄機が必要なのか、小規模の理容室とかでは小さい空気清浄機でいいわけじゃん。この辺の規定はありますか。何人以上の従業員がいるところは、このぐらいの大きい清浄機とか。申請したとおりになるの？

大澤衛生薬務課長

備品の性能等については、こういう性能でなければだめだとか、大きいからという基準は定めてございません。感染防止のための機器の導入、あるいは、それに附帯する消耗品の購入に対して補助する制度でございます。

皆川委員

限度額が30万円になっているから、さっき中規模とは100人までと言ったけど、100人なんかの場合、30万円で足りるんですかね。

大澤衛生薬務課長

中小規模事業者とは従業員100人以下ということなんですけれども、感染防止対策を30万円でできるかどうかは施設の規模にもよるかと思いますが、購入費に対して30万円を上限とするとういことで組み立てさせていただいております。

皆川委員

大きい場合は、自分でプラス分を出せばいいということだね。わかりました。頑張ってしっかりやってください。

乙黒委員

今の補助金の部分で、今までグリーン・ゾーン認証の飲食店や旅館とかは、そちらのほうからサポートがあったと思うんですけど、今回、美容院や学習塾等が対象になったということはすごくいいことだと思うんですけど、これまでは、そういった施設が対象になっていなかったの、自分たちの判断で自主的に買っているところもあると思うんですよね。そういったところが、過去の領収書なりを使って、さかのぼって申請できるのかどうかをお伺いします。

大澤衛生薬務課長

対象となる期間は、今回、第6波に備えてという考えでおりますので、まん延防止措置期間が終了した時期から、受け付け終了の期限までと考えております。

乙黒委員

もちろん、第6波に備えてというのは理解できるんですけど、ただ、これま

で補助がなかったということで、小規模のお店とかは、苦しい中で、実費でやっています。2年前とかにさかのぼるんじゃ、あれかもしれないですけど、例えば、今年度中の領収書とかであれば対応してくれるとか、そういうのがあったほうがいいのかなどと思ったんですけど、そういう検討はされないんですか。

大澤衛生薬務課長 この補助金につきましては、今後の第6波波に備えてという考えでありまして、まん延防止措置期間が終了した時点からということとしております。

乙黒委員 予算規模が全て埋まらなかったときに、そういった部分もあってもいいのかなど。当然、小規模な会社というか、個人経営のお店とかを対象にやる事業なので、今年度ぐらいの部分だったらさかのぼってもいいんじゃないかなと思いますが、そこはまた検討していただければと思います。

(社会福祉施設感染症対策支援事業費補助金について)

続けて、ちょっと別の質問をさせていただきます。

福の3ページ、5ページにあります社会福祉施設感染症対策支援事業費補助金についてお伺いします。

これは3ページと5ページ、両方同じ件名になっていまして、対象が違うので課がまたがると思うんですが、そういったサービスを行っている事業所に対しての補助金、助成金とっておりますが、こういった施設や事業所の単位なのか。あと、対象の助成額についてお伺いしたいです。

細田健康長寿推進課長 委員おっしゃるとおり、福の3ページの事業と福の5ページの事業は同じ仕組みで実施いたします。私からは、高齢者施設に対する補助金について御説明いたします。

県の上乗せ分と合わせますと、施設の種別及び定員規模に応じて額がそれぞれ設定されておりますが、5万5,000円から最大で77万円の助成額となります。また、対象期間は、国の制度の基準に合わせて、令和3年10月1日から12月31日までに購入したものを対象といたします。

古澤障害福祉課長 障害者施設の助成額につきましては、高齢者施設と同様ですけれども、施設の種別及び定員の規模等がございます。規模等に応じまして、5万3,000円から44万円までの幅で助成をするようになっております。対象期間は、同じように国の基準に合わせてございますので、10月から12月31日までとなっております。この間に購入したものを、対策を講じたものが対象ということになっております。

乙黒委員 これは購入した期間が10月から12月ということで、先ほどの事業では、これからが対象ですけど、この事業に関しては、10月から12月のものを対象としてやるということですよ。

そうすると、12月までということであれば、急いで告知しないと、これから購入しようという方は難しいですよ。先ほどの事業だと、これから周知して1月までという部分だったのが、12月までの購入となると、これを承認した後に、告知せず、この事業のことを知らずに購入した方に補助するだけという形になってしまうかなと思うんですけど、その点についてはどうでしょう。

細田健康長寿推進課長 委員おっしゃるとおり、周知期間が短くなってしまいますので、国の制度に関しましても、9月の末時点で各事業所、施設には通知がございまして、あらかじめ、こういった事業を行うので領収書等は保存しておくようにという

事務連絡がございました。

県としましても、それに上乗せして同じ事業を行いますので、詳細な金額等はお示しできませんが、大まかな事業概要はお伝えをしております。

乙黒委員 具体的に、この助成の対象について、どういうものを想定しているのか、お伺いしたいと思います。

細田健康長寿推進課長 マスクや消毒液などの衛生物品や空気清浄機などの備品のほか、施設・事業所ごとにそれぞれ必要となる感染対策に係る経費について助成を行います。

古澤障害福祉課長 障害者施設も同じでございますけれども、ちょっと補足も含めて説明させていただきます。

国の補助金の対象は、マスクですとか手袋といった衛生用品、パーティション、それからパルスオキシメーターという動脈中の酸素の飽和濃度をはかるもの、簡単な症状を判断するためのもの、そういったものに限定されています。これに上乗せするという形で、空気清浄機ですとか二酸化炭素濃度測定器、それから消毒液を噴霧する自動噴霧器のようなものもございますが、そういったものも対象にし、あとは事業所とか地域の状況によって対策が異なるところもありますので、そこは幅広に対策を講じるものに対して助成をしたいということで、予算を計上させていただいております。

乙黒委員 大体事業の概要についてはわかりました。

先ほども言わせていただきましたが、周知ですね、国から事前にそういった連絡が行っているとは思いますが、県の上乗せ分なども説明した上で、対象となるものをしっかりと周知して、実際に、この補助金を使えるようフォローしていただければと思います。

最後に、これは第6波に備えての備品等を含めた助成だと思うんですけど、そうすると、備品の補助になるので、例えば、来年、第6波がどうなるのか、また第7波、第8波というようなことになってくると、その都度、国としては助成を出してくるという認識で考えているんですか。消毒液などは使い切ったらまた必要になってくるんですが、これは国のほうで、第6波、第7波というような大きな波を想定しての助成だと思うんですけど、今後もそういう波とかを想定しながら、次の期間であれば、また出てくるというような方針になるんですか。その辺、どう捉えているのか、お伺いします。

細田健康長寿推進課長 今回の国の制度につきましては、令和3年4月に介護報酬改定がございまして、その中で感染対策予防費として基本報酬に0.1%上乗せをした報酬改定がなされました。ただ、それが、ことしの9月までという期限がございました。しかし、9月になっても全国的に感染状況がおさまっていない状況の中、各般から継続の要望があったところです。ただ、国では介護報酬での延長を行うことができず、補助金で対応するという判断をいたしました。

国では12月末までの3カ月間についてということで、金額的にも余り高い内容でしたので、県としては第6波に備えて上乗せして補助をするということにいたしました。

今後の感染状況に応じて、国もさまざまな施策を打ってくるとは思いますが、県としましては、それを踏まえて、どんなことをしていったらいいのか、その都度考えていきたいと思っております。

(衛生環境研究所検査体制強化事業費について)

早川委員

知事直轄2ページの衛生環境研究所の事業費についてお伺いします。

衛生環境研究所は古くて狭い状況です。これは、知事の所信にもあって、もちろん重要なことだと思うんですけど、そもそも、今まで山梨県は、市中病院が検査体制を強化する場合に補助をしてきましたが、このタイミングで、この事業をやる理由というか、考え方について、お伺いします。

佐野感染症対策推進監 委員御指摘のとおり、衛生環境研究所の現在の建物につきましては、昭和46年に建てられたということで、かなりの期間が経過しております。その間、分析方法ですとか必要な機器というものが大幅に増加をしてきておりまして、施設全体が手狭な状況になっているということがございます。こういった観点から、まずは、新たにウイルス検査を専用に行うウイルス検査棟をつくらうというような考えでございます。

加えまして、これも委員から御指摘がありました、これまで県で補正予算を認めていただきまして医療機関等に対してPCR機器整備への補助等をしてきまして、検査体制の強化を図ってきたところですが、この夏の第5波のときに、1日当たり960件ほど検査をしたということがございました。先般、保健・医療提供体制確保計画をつくりまして、今後、第5波の1.5倍ぐらいの感染があるというようなことも想定しています。それから、今、オミクロン株という新しい変異株もありまして、感染力がどの程度か、まだ正確には出ていないですけれども、そういった新しい変異株が今後も出現して感染が拡大するというようなことも想定されますので、今後の感染拡大に備えまして、医療機関を含めたPCR等の検査の能力を高めることに加え、中核をなす県衛生環境研究所の検査体制、検査能力も高めていくという必要があると考えまして、今回補正予算をお願いしているところでございます。

早川委員

県の中核を強化するということですが、建物については基本計画を策定して、さらに機器を買うということだと思うんですけど、先ほど第5波で1日当たり960件の検査とあったんですけど、今の衛生環境研究所では、1日当たり150~160件しか検査できないと思うんです。知事も言っているんですけど、仮の建物で、新しく機器をふやすことで検査件数をふやすということですが、どんな機器をふやすのか。建物はまだ仮だけど、その機器によって、どれだけ処理が多くなり、機関が増強されるのか伺います。

佐野感染症対策推進監 委員から御指摘いただきましたとおり、ウイルス検査棟を建てるには一定の期間がかかるということで、今回、基本計画を策定させていただき予算を出させていただいております。その間、仮の検査室を既存の建物の中に整備をいたしまして検査を進めていく予定でございます。そこに、今回の補正予算でお願いしておりますけれども、新たに機器を入れるということで、PCR検査機器につきましては、既存の機器で対応できるのですが、PCR検査をする前に、ウイルスから遺伝子を抽出するために必要な自動遺伝子抽出装置を整備することによって、現状のPCR検査の能力を高めることが可能となります。いわゆる前処理というような言い方をしていますけれども、検査をする前の前処理をするための機器等を今回整備させていただくことを考えております。

現有機器の更新等も含めまして、そうした機器を6台ほどと、ウイルスということで病原性を有する検体を扱う場合に、作業者の安全を確保するための作業台である安全キャビネットも、あわせて整備をさせていただくと。

こういった機器を整備させていただくことによりまして、これも委員御指摘いただきましたけれども、現状、衛環研では1日160検体をPCR検査でき



る能力は持っておりますけれども、今回の整備によりまして、1日約500検体ほどの検査ができるということで、今と比べますと300件程度増加できる見込みであります。

早川委員 新しい機器を入れることで検査が500件にふえるのはいいことですが、第6波や新しい変異株が出てきて、また他の感染症も出てくる中で、仮の検査室と機器の購入、あとは本施設の計画と実際の建設、これらを早くしないといけないと思うんですが、全体的なスケジュール感を改めて伺います。

佐野感染症対策推進監 まず、ウイルス検査棟の整備でございますが、先ほども御答弁申し上げましたが、一定程度の時間を要すると考えておりますので、このため、今、仮の検査室の整備を進めて参ります。これにつきましては、必要な機器の予算を今議会をお願いしておりますけれども、そういった機器を配置した上で、令和4年、来年の3月中には仮検査室での検査を稼働できるようにというようなことで今見込んでおるところでございます。

あわせて、基本計画のほうも今議会をお願いしておりますけれども、こちらにつきましては御議決いただいた後から準備を始めていきまして、専門業者のコンサルティングにおきまして、来年4月末を目途に基本計画を策定していきたいと考えております。

この基本計画に基づきまして、来年度にウイルス検査棟の詳細設計を行いまして、新たなウイルス検査棟につきましては、令和6年ごろの完成ということを見込んでおります。その間は、先ほど申し上げました仮の検査室でしっかり検査を行っていくという予定でおります。

早川委員 最後ですけど、衛生環境研究所の強化という観点で、箱と機器を強化するんですけど、大切なのは人が必要ということ。我々は当初、検査をする人がいなくて、時間がかかってしょうがないということ、よく聞きました。人事的なことで一遍に人をふやすのは難しいにしても、常時、県庁の福祉保健部に勤めている人や農政部にもいるじゃないですかね。ピンチのときに、そういう人を使うことができないか。箱と機器がよくても、人がいないと処理に時間がかかる。その辺はどうなのか、それに向けて、どう取り組んでいるのか、最後にそれをお伺いします。

佐野感染症対策推進監 衛生環境研究所における検査体制、人員体制でございますけれども、平常時におきましては、衛生環境研究所に配置しております職員が対応しているということでございまして、現状5名の職員で対応しております。

ただし、今、委員からも御指摘いただきました、感染が拡大して検査数がふえたときには、その職員だけでは対応できない場合もございます。庁内に検査を補助できたり、実際に検査ができる職員が福祉保健部にもおりますし、農政部でも補助ができる職員もおります。庁内でそういったスキルを持っている職員をあらかじめ登録しておきまして、緊急時に応援派遣をするような体制を、今確保しているところでございます。

(新型コロナウイルス検査事業費について)

藤本委員 福の3ページと5ページ、新型コロナウイルス検査事業費について。検査体制を強化するというので、御高齢の方の施設及び障害者の方の施設とあるんですけど、順次お伺いしていきたいと思っております。

初めに、PCR検査を実施されるということが想定されると思うんですけど、高齢者の入居施設や障害者の施設は、そこで対象となる方たちがどの程度

おられるのか、お聞かせください。

細田健康長寿推進課長 高齢者施設についてお答えいたします。クラスターが発生すると、介護サービスの提供が継続できなくなるという観点から、入所系の施設を対象といたしまして、約260施設ございますが、その職員4,700人余りを対象者と考えております。

古澤障害福祉課長 障害者施設につきましては、入所系の施設25施設、職員の数は約1,000人ほどを対象と想定をしております。

藤本委員 高齢者の施設が260施設で4,700人の職員、障害者の施設が25施設で1,000人と伺いました。施設は、公か私立かわからないんですけど、例えば、正規の職員か、あるいは非正規といいますか、パートとか、週に1度とか、夜勤だけとか、そういう方たち、つまり職務形態の違いによって受けられるかどうかというのも関係してくるのでしょうか、お聞かせください。

細田健康長寿推進課長 対象者は、高齢者施設も障害者施設も同じとしておりまして、正規・非正規にかかわらず施設で働く職員、また施設の職員以外の、例えば、委託をしている給食業者、清掃業者等も含めて、その施設内で働く方全てを対象としております。

古澤障害福祉課長 障害者施設についても同様に、施設内で働いている方、あと入所者と対面接触があるという方全てを対象にしてやっていきたいと考えております。

藤本委員 この検査は、いつごろから始めるのでしょうか。既に始めているのでしょうか。それとも、今後、月内に始めるのでしょうか。

細田健康長寿推進課長 高齢者施設につきましては、ことしの6月から定期的なPCR検査を始めておりました。入所者等のワクチン接種がおおむね2回終了するまでということで、一旦終了しております。今後、第6波が到来することを見据えて、感染の兆候が見られたら、速やかに検査を再開することといたしております。

古澤障害福祉課長 障害の施設の関係でございますけれども、障害児の入所施設については、ずっとやってきており、今もやっております。そのため、これを続けていくという考え方でございます。

大人が入っている障害者支援施設については、高齢者施設と同じように、アラートがついた時点から対応していきたいということで、予算を計上させていただいております。

藤本委員 既に継続しているということで、今後、両施設とも引き続き継続して加速していただきたいと思っております。

その下に抗原検査のキットという記載があるんですけど、特別な検査機器ではなく、短い時間で簡単に検査結果が出るという利点もあるようですけれども、この抗原検査キットを、どう使っていくのか。また、どういった施設にどの程度配っていくのか、決まっているようでしたら、お聞かせください。

細田健康長寿推進課長 高齢者施設につきましてお答えいたします。使用する対象者ですが、職員や施設の利用者、その御家族など、幅広く対象者は考えております。

配付する施設ですが、入所系の施設だけでなく、通所系の施設も含めて、県

内4,200余りの施設に配付することを考えております。

古澤障害福祉課長 障害者施設につきましても対象を同じように、職員はもとより、施設利用者、御家族などの関係者もということで考えてございます。

障害の施設、通所を含めて1,111の施設がございます。これを対象にということでございます。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

**※請願第 2-2 号 公立・公的病院の「再編・統合」に反対し、山梨県の地域医療の拡充の意見書採択を求めることについて**

意見

市川副委員長 地域医療構想の推進は必要であります。地域の実情を考慮して議論を進めていくことが重要であると思っております。

また、国における新型コロナウイルス感染症への対応等も踏まえた今後の医療提供体制についての議論を注視する必要があることから、継続審査とすることが適当と考えられます。

討論 なし

採決 採決の結果、継続審査すべきものと決定した。

**※所管事項  
質疑**

(3回目のワクチン接種について)

早川委員 本会議でもあった3回目のワクチン接種に関して伺います。

山梨県の接種状況は、65歳以上が93%、10代が70%、20代も70%とあったと思うんですけど、3回目の接種に向けての反省や課題を上げるに当たって、もう少し詳しく、年代別とか地域別とか、高かったところや低かったところを参考にしたいので、わかる範囲で教えてください。

行村健康増進課長 新型コロナウイルスワクチン接種に関する業務につきましては、山梨県新型コロナウイルス感染症関係総合対策本部医療部ワクチン班が担っておりまして、小官が班長を務めておることから、当該業務に係る質問につきましては、小官からお答えを申し上げます。

委員御質問の接種率等の件でございますが、本会議等でも答弁がありましたとおり、40代以下の接種率が低うございます。50代以上につきましては90%前後に入っているところでございますが、40代以下が80%から70%と低くなって、年代を下げるごとに下がっているところでございます。

また、地域別でございますが、県全体で2回目の接種が85.5%、12月5

日時点でのVRSというシステム上の数字でございますが、市町村別で高い順で申し上げますと、道志村が91.4%、小菅村が89.9%、忍野村が89.5%となっております。一方、低い順で申し上げますと、北杜市が81.5%、甲府市が83.4%、甲斐市が84.5%となっております。接種率が高い市町村につきましては、小規模な市町村が多うございますが、丁寧な対応を個別に行っておるといところでございます。一方、接種率が低い市町村でございますが、北杜市等につきましては、病院へのアクセス等の問題、また甲府市は人口の多いところでございます。また、甲斐市の次は南アルプス市や昭和町なんかが続いてきますけれども、やはり若い世代が多いといところがございまして、特に接種率が低い市町村におきましては、既に個別勧奨、未接種の方に対して個別に接種を勧奨する通知等も送っていただいておりますけれども、それに加えて、継続して未接種者について、追加接種も始まっておりますが、1、2回目の接種につきましても勧奨するようなことに加え、接種会場についても十分に準備をしていただくなど、引き続き丁寧な対応を要請していきたいと考えてございます。

早川委員

大きい都市で、働く世代とか若い人が少ないということは、傾向としてわかっています。

市町村別でも、やる気の問題とか施設の問題があります。県では、イオンモール甲府昭和を接種会場にして、それが好評だった。強制はできないですけど、県として、そういう例を市町村に広めていかなきゃいけない。今回も博物館を接種会場にするということですが、なぜ、イオンモールでの接種は接種率が高く好評だったのか。また、これを県全体に展開していくには、どうすべきかお考えがありますでしょうか。

行村健康増進課長 イオンモール甲府昭和に県が設置した接種会場につきましては、合計で約1,300名以上の方への接種を行ったところでございます。この接種者に対してアンケートを実施してございます。1,200名以上の多くの方に回答いただきまして、圧倒的な回答として、なぜ接種をここでしたんですかというものについては、予約が不要であったといところ、また買い物ついでに接種できることが大変好評だったといところでございます。

また、今回につきましては、接種日についても、働く世代への配慮といたしまして、金曜日、土曜日、日曜日を設定しておるところでございまして、特に土日は、子供を連れた保護者の方の姿が多く見受けられたところでございます。

こういったように、会場や日の設定、運営の工夫によりまして、希望者のニーズと合致した方に多く来ていただいたといところでございまして、これも時期によるとは思っております。高齢者に対する配慮と、働く世代の配慮は違うと思っておりますが、今回につきましては、特に若い世代を中心に接種を受けていただいたところでございます。

本事例、またアンケート結果につきましては、横展開を図るべく、市町村にも紹介しておりますけれども、既に甲斐市で、本事例をモデルにラザウォーク甲斐双葉において、予約なしの接種を実施していただいております。

本県につきましても、先ほど委員から御指摘がありましたように、新たに県立博物館で12月17日から予約不要の接種会場を設置し、今回新たな取り組みといたしまして、接種者本人と同伴者の観覧料を無料とすることとしております。こういった実験的な取り組みを、県も意欲的に取り組みまして、引き続き市町村に展開していく。市町村によって、地域の実情に応じてやるやらないということは当然ございますけれども、可能な限り、いろいろな取り組みを紹

介して、それぞれの市町村の接種率を向上させてまいりたいと考えてございます。

早川委員

予約が面倒くさかったりするので、それはいいことだと思います。他県では、サッカー会場、Jリーグの会場でやったりしていますので、突拍子もないことをどんどんやっていっていただきたいと思います。

大切なのは、3回目のワクチンで、今までと違うのは、今度はファイザーとモデルナの混合でいいんですよ。その考え方と、会場で混合防止策が必要だと思うんです。1回目に何を打ったとかですね。職域の人たちは、たしかモデルナだったと思うんです。その辺で、混合接種に関する考え方と、間違い防止策について対応をとっているのかお伺いします。

行村健康増進課長 委員御指摘のとおり、今回の追加接種につきましては、初回接種時に使用したワクチンの種類にかかわらず、メッセンジャーRNAワクチン、すなわち現行で申し上げますとファイザー社ワクチンと武田／モデルナ社ワクチンの使用を行う、いわゆる交差接種、交差接種というものが認められることとなっております。現時点で薬事承認を受けているのはファイザー社製のワクチンのみでございますが、武田／モデルナ社ワクチンにつきましても、来年2月以降に使用可能となる見込みでございます。

委員御指摘のとおり、初回接種につきましては、本県におきましては、県大規模及び市町村の住民接種につきましてはファイザー社のワクチン、職域接種については武田／モデルナ社ワクチンという形で、前回については接種主体によって明確に分かれていたところでございますが、今回につきましては、市町村へも武田／モデルナ社ワクチンの配分があるところでございます。

その上で、県といたしましては、複数種類のワクチンを使用することによる接種現場の混乱、また委員御指摘の間違い接種というものの発生を可能な限り防ぎたいと考えてございます。そこで、まず本県では、初回接種で確保したファイザー社ワクチンが幸運なことにたくさんございます。そのため本県におきましては、現時点の接種後8カ月を経過した者につきましては、3月までの対象者を、現行保有するファイザー社ワクチンで全てカバーすることが可能でございます。当然、国の今後の配分状況、また今議論されております接種期間の短縮、8カ月から6カ月の短縮の動向を踏まえつつではございますが、当面はファイザー社ワクチンを使用し、準備ができた市町村から随時2月以降、武田／モデルナ社ワクチンを使用することと推奨しておるところでございます。

こういったことで市町村が接種体制の構築に、通常国ですと2月以降ということになりますけど、我々でいうとワクチンがなくなるのはおおむね来年度以降となりますので、他県より1～2カ月間余裕をもって接種体制の構築の準備ができるものと考えております。こういったもので接種体制の構築に万全を期すとともに、混合防止策といたしましては、国でも推奨はしておるところではございますけれども、ワクチンの種類ごとに接種会場を可能な限り分けるといった形で、安心・安全な接種体制の構築というものが一番重要でございますので、そういったものを市町村にも指針等を示してまいりたいと考えておるところでございます。

早川委員

感染予防にワクチンって非常に大切なんですけど、混合とかで発生する間違いを少なくしていただくのと、市町村は事務的にも大変なので、その辺にも協力してやっていただきたいと思います。

もう一点、今までは12歳以上だったんですけど、今回、5歳から12歳の小児で始まります。小児はかかっても軽症だからやるやらないとかいろいろあ

る中で、ワクチンの取り扱いが違ふということも聞きます。小さい子供に対しては、特別の注視がないといけない。大会場や、みんなと一緒にかだと、いろんな病気の弊害があつてトラブルが起きやすいと思うんです。そのため、山梨県として、小児に対するワクチン接種の考え方とか取り組みが必要だと思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

行村健康増進課長 委員御指摘の5歳以上12歳未満の、いわゆる小児への接種につきましては、現在、厚生労働省の厚生科学審議会において議論されておるところでございますが、国によりますと、早ければ来年2月から接種可能となると聞いております。

使用するワクチンにつきましては、ファイザー社ワクチンでございますが、使用量等が異なることから、運用上は別の種類のワクチンとしての取り扱いを求められているところでございます。

県といたしましては、保護者及び小児本人への丁寧な説明、また副反応対応等に万全を期すべく、初回接種において18歳未満にも同じ扱いをしたところでございますが、日本小児科医会等の提言を踏まえ、基本的に個別接種を推奨することといたしております。また、仮に集団接種を実施する場合でありましても、専門の医師を配置するなど、きめ細やかな対応を求める内容の指針を、こちらにつきましては、当然、厚生科学審議会の議論を踏まえてになります、作成する方針でございます。

接種体制につきましては、各市町村において構築することとなっておりますが、県といたしましても、個別接種等を行うことになる小児科の皆様、すなわち山梨県小児科医会の皆様に対し、接種に対する御協力について改めて依頼するとともに、複数市町村で連携するような体制の構築につきましては、県も調整等に全力で協力をしてまいりたいと考えておるところでございます。

早川委員 小児については、集団接種もあり得るけど、基本的には地域のかかりつけ医で、18歳以上と同じような体制でやるということですね。

(産前産後ケアセンターの利用について)

乙黒委員 1点だけ。先ほどの議案の中でも、産後のレスパイトケア推進モデル事業などありましたし、コロナ禍において、産後のお母さん方のフォローは大事な事かなと思っております。

その中で、山梨県では、従前から宿泊型産後ケア事業がありまして、なかなか日常的に利用者が思ったほど伸びないという部分があります。私も、周りの出産した方にお勧めしたり、声かけをしたりしていましたが、コロナ禍になって、この1～2年の利用状況はどうなのかお伺いしたいと思います。

土屋子育て政策課長 産前産後ケアセンターについては、従前からPR等周知に努めてきたところですが、コロナ禍において、緊急事態宣言のときには一時期閉鎖をしたりというようなことで、なかなか利用が伸びないということがありました。

昨年の緊急事態が明けてからも、密を避けるということで、全6室のうちの3室から4室ぐらいの利用にするとか、あるいは、センター利用者の入室時間をずらし蜜を避けるなど、さまざまな工夫をしながら運営をしてきたところです。

令和2年度につきましては、令和元年度が800泊の利用だったのに対して、673泊でしたが、令和3年につきましては、10月末現在の数字で429泊ということで、徐々に利用が伸びているところです。

県としましても、コロナが長期化する中で、産後のお母さんの孤立とか孤独、

育児の負担感が増しているということで、利用者負担額の3分の1となる2,000円を、県独自で助成するという事業を始めていますので、まだ数字的には確認できていませんけれども、非常に助かるということで、センターの方からは、お母さん方の利用する意欲が増しているということを伺っているところです。

乙黒委員

実は、うちも最初の娘が生まれたころは、その事業のことを知らず利用できなかったのですが、次の子が生まれたら利用したいと思っていました。実は、ことし1月に娘が生まれたときに、ちょうどコロナの期間もあって利用できないというような時期でした。

実は、この事業って、原則として産後4カ月までという时期的な縛りがあります。当然、産後4カ月というのが、お母さんにとってもいろいろとあり、特に、初めてのお母さんのケアをしなきゃいけないというところはよくわかっているんですけど、利用者が伸びないのであれば、この4カ月というのを、たまたまコロナが多くて4カ月で利用できなかったという方に対して、例えば8カ月とか幅を広げてもいいんじゃないかなと。産後レスパイトケアのモデルも出ておりますし、そういった部分と連携しながら、臨時的に期間的な部分も柔軟に対応したほうがいいんじゃないかなと思いますが、それについて見解をお願いします。

土屋子育て政策課長 産前産後ケアセンターにつきましては、利用者をふやしていくという中で、利用料の問題ですとか、今の原則として産後4カ月までといったこととか、あるいは受け付けの仕方とかも含めて、より利用しやすいような体制をどうつくれるかということ、県と市町村と一緒に設置している産前産後ケア推進委員会でも議論しているところです。

今、原則産後4カ月までということについては、国の産後ケアのガイドラインに沿った運用をしております。国では少し未熟で生まれた方とか、多胎児ですとか、修正月齢で4カ月ぐらいの人は対象になるとは定めております。それともう一つは、少しハイハイをすとか、また歩く赤ちゃんになると、ハード的な問題もありますので、そういったことも総合的に勘案しながら、より利用者がふえるような、使い勝手がよいセンターにしていきたいと思っております。

(新型コロナウイルス感染症に伴う医療従事者の環境改善について)

望月(利)委員 新型コロナウイルス感染症の拡大が長期化してきているという現状がございます。第5波がおさまってきて、今度は第6波の懸念が想定される中、医療従事者の環境改善は非常に大事なところだと思っております。

第5波までは、医療従事者不足、現場の疲弊ということで、例えば、エールを送るとか、応援をすること、多少なりとも予算的な措置をすることが聞こえてきているんですが、当然、少ない人的資源の中で、どうやって第6波に備えて現場の疲弊を防いでいくのかという方策が、当然、これまでの経験をもとに計画されていると思います。一つ一つでいいので、どういう対応をされてきて進んでいるのかということがありましたら、お聞かせ願えますでしょうか。

齊藤医務課長

委員御指摘のとおり、昨年来からコロナの対策に向けまして、現場のドクター、看護師を初め、多くの方々に御尽力いただきました。特に、この8月の第5波においては、まさにオール山梨、全県を挙げて医療従事者の方々に御尽力いただいて、何とか乗り切れたと思っております。

その方々への報いとなるんですけれども、昨年度、国主導で慰労金などをお

配りして、また県でも寄附金を活用した応援金をお配りしたということがありました。また、国のほうでも、補正予算に上げておりますけれども、看護師の処遇改善ということも視野に入れているところです。

また、昨年度、いろいろな方々から医療従事者向けへの応援ということで、さまざまな寄附物品をいただきまして、お配りしたところであります。

また、今後、第6波、7波以降を見据えまして、しっかり医療従事者の方々働きやすい職場環境、または意気を感じていただけるような取り組みをしてまいりたいと思っています。

望月（利）委員 具体的に、県のほうが指導したということではなく、現場のほうで、国の予算、また県の予算を使って慰労金等を送っているということですが、こういうときこそ行政主導で、当然、現場の医師でなければできないこと、看護師でなければできないこと、そのほかの人でもできることという部分があると思います。人材的に医師、また看護師が少ないということであれば、その業務をしっかり精査して、ある程度資格がない方でもできるような業務を、しっかり県のほうも現場のほうに指示を出しながら、全体の事例という部分も集めながら指導していく。もっと言えば、やまなしグリーン・ゾーン認証の医療版みたいな形で、しっかりと県も責任を持ちながら、そこのところを引っ張っていくような準備が私は必要じゃないかなと思いますが、そのことについてどうでしょうか。

齊藤医務課長 まさに委員おっしゃるように、病院の中、また診療所の中等において、医療従事者でなければできないこと、または医療従事者でなくても、ある程度医療の知識があればできることが整理されつつあるとは伺っているところでございます。

また、私どものほうでも、宿泊療養施設等の運用におきまして、消毒の方法、搬送の方法など、いろいろなノウハウが蓄積されつつございますので、そういったものを適切に医療機関にお返しすることで、なるべく負担軽減に努めてまいりたいと思っています。

望月（利）委員 「頑張れ」「応援しているぞ」「エールを送るぞ」と、「頑張ってくれ」、5回「頑張ってくれ」と言いました。6回目「頑張ってくれ」…、「もう頑張れないよ」と現場は言うかもしれません。ぜひとも、そのところをしっかりとケアしながら、今私が提案した仕組み、もしくは、ほかの仕組みもあると思います。しっかりと、長期化するという事を見込んだ形で、医療現場の負担、医療現場をなるべく正常化できるような仕組みをつくってほしいということを提言申し上げます。一言いただいて終わりたいと思います。

齊藤医務課長 委員おっしゃるように、まさに5回目まで頑張ってくださいました。また、6回目も、また起こった場合には、我々、おさがりしなければならぬということもあります。しっかり医療従事者の方々の負担軽減に向けて、今後、私どもは計画的にドクター、看護師の養成も進めてまいります。そういった部分も一体として、県として支援を行い、ともにやっていきたいと思っています。

（沖縄県の「甲斐の塔」慰霊巡拝について）

藤本委員 沖縄県の「甲斐の塔」慰霊巡拝が11月8日に2年ぶりに開催されたんですけど、昨年度はコロナ禍におきまして、今まで継続してきたと思うんですが、初めて中止になったということで、今年度、2年ぶりの開催だったんですが、御遺族の皆さんは、2泊3日で山梨から沖縄の地に行かれたと思います。また、



迎えてくださる沖縄県、また八重瀬町と関係機関の皆様も2年ぶりだったということで、今回の沖縄県の「甲斐の塔」慰霊祭は、どのような感じで行われて、現場の対応とか、今までと違うこと等がありましたら、お聞かせください。

砂田国保援護課長 本年の沖縄「甲斐の塔」の慰霊巡拝につきましては、11月7日から9日までの2泊3日、福祉保健部長を団長といたしまして、御遺族の方も7名御参加をいただき、総勢20名で行ってまいりました。

8日に慰霊祭を開催いたしまして、沖縄の方につきましても30名ほど御出席いただきました中で、厳かなうちに慰霊をすることができました。例年どおりのスケジュールを組ませていただきました。

藤本委員 本県から7名の遺族の方が出席されたということなんですけれど、心配されますのは、年々、山梨県の遺族会の皆さんも御高齢になられているということで、遠い地まで行くこと自体が難しくなってくるのではないかと想定されるんですけど、今後、この事業は、とても大事な事業だと思うんですが、山梨から沖縄に行くことによる負担の軽減ですとか、あるいは、離れた場所でありますので新たな慰霊の形ですとか、いろいろ考えられる方策、遺族の皆さんの御負担の軽減とか、何か考えていることがありましたらお聞かせください。

砂田国保援護課長 本年度につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響もございまして、希望をとらせていただいた結果、御遺族の方7名が参加という形になりました。

以前にも藤本委員から御質問をいただいております、今後の慰霊の仕方というものについて、遺族会とも相談をしていながら、どのような形で御参加いただけるか検討してまいりたいと思います。

藤本委員 ぜひ密に連携をとっていただいて、遺族会の皆さんが、今回も御高齢の方が参列されていたと思いますので、高齢でありましても気持ちは沖縄の地で身内の方がさきの大戦で亡くなられた、その慰霊をしたいという気持ちは、時間が前に進んでも決して変わるものではないと思いますので、新たな慰霊の形も含めて検討していただきたいと思います。

最後に、八重瀬町の方、迎えてくださる方、また沖縄県の山梨県人会の方、また沖縄県など、さまざまな団体の方々が協力してくださって、この事業を続けてこられたと思いますけれど、こういうさまざまな団体の皆さん、行政機関の皆さんとも、今後、この慰霊事業を通して、さらに山梨県は密に協力関係を築いていっていただきたいと思いますが、慰霊事業をさらに発展させて、さまざまな形で県としても事業等を創設していただきたいと思いますが、今後、何かそういうものも前向きに検討していただきたいという思い、望みをお伝えしまして、私の質問を終わります。一言いただきたいです。

砂田国保援護課長 沖縄県庁の皆様、地元の八重瀬町の皆様、あと県人会の皆様が御参加いただきまして、盛大に式を行っているところでございます。引き続き関係を強固なものとしたしまして、どのような取り組みができるか検討してまいりたいと思います。

古屋委員長 成島部長も、ことし祭典に出席されたようですが、何か御発言といえますか感想を込めて一言。

成島福祉保健部長 私も初めて沖縄の慰霊巡拝へ参加をさせていただきました。初めて現地も拝見をさせていただきました。改めて戦争の悲惨さであるとか、平和の大切さ

というものも実感をしたところでございます。

藤本委員おっしゃっていたとおり、県だけではなくて、地元の沖縄県八重瀬町、県人会など、いろいろな方の御協力によりまして、「甲斐の塔」自体の維持管理もやっていただいております、本当に感謝を申し上げるところでございます。

委員が御指摘になった、どういう形でどういう連携というか交流ができるかについては、また検討をしていきたいと思っておりますけれども、いずれにしても、「甲斐の塔」の慰霊巡拝というものは、先ほど遺族会との検討ということもありますけれども、御遺族の方は、やはり現地に行くという強い思いがありますので、なかなかリモートでの参拝についても現時点では拒否感があります。やはり、沖縄の地で慰霊したいという強い思いもありますので、その辺も尊重しながら、慰霊巡拝のあり方というものも検討していきたいと思っております。

その他

- ・本委員会が審査した事件に関する委員会報告書の作成並びに委員長報告については委員長に委任された。
- ・閉会中もお継続して調査を要する事件については配付資料のとおり決定された。
- ・閉会中の継続審査案件に関する調査の日時・場所等の決定は委員長に委任された。
- ・県外調査を1月26日（水）～28日（金）に実施することとし、詳細については後日連絡することとした。
- ・本委員会が11月8日に実施した県内調査については、議長あて報告書を提出した旨が報告された。

以 上

教育厚生委員長 古屋 雅夫